

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

—— 生活にお困りの方に ——



十和田市福祉事務所 生活福祉課

生活保護1係 51-6715

生活保護2係 51-6739

生活保護とはどんな制度でしょうか

私たちの一生の間には、病気をしたり、職を失ったり、生計の中心者が亡くなったり、事故にあったり、いろいろな事情のため生活が苦しくなってどうにもなくなることがあります。

このようなとき、国が困っている方の状況に応じて、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、また生活の向上が図っていけるよう援助するのが生活保護制度です。

これは、生活保護法という法律で決められていて、できる限りの努力をしてもなお生活に困っている場合は、国で決めた条件を満たせば誰でも生活保護が受けられることになっています。

このように、生活保護を受けることは国民の権利ですので、生活にお困りの方は福祉事務所の生活保護担当窓口にご相談ください。

福祉事務所では、お聞きした内容についての秘密は絶対に守ります。

生活保護には次のような種類があります

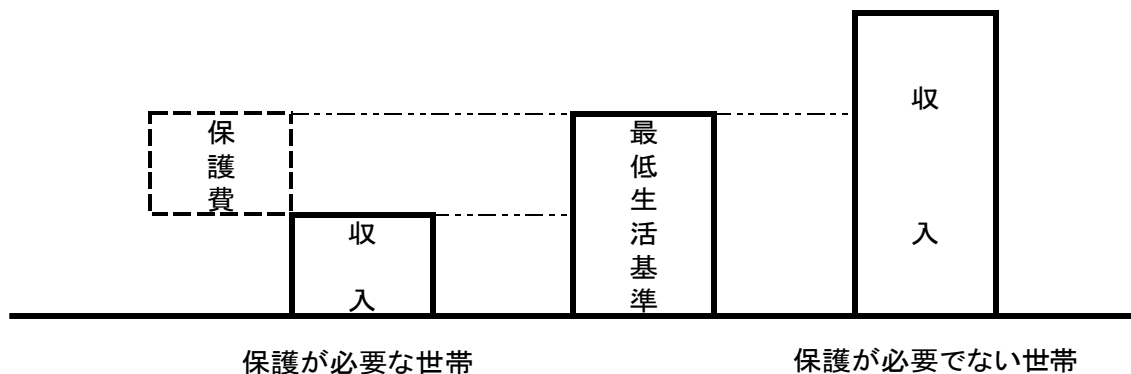
生活保護には次の8つの種類（「扶助」といいます）があり、その世帯の状況に応じて、それぞれ必要な扶助が受けられることになっています。

- ①生活扶助…………衣・食など日常生活の費用
- ②住宅扶助…………家賃など住まいの費用（住宅ローンの返済は認められていません）
- ③教育扶助…………義務教育（小・中学校）の費用
- ④医療扶助…………病院や、施術機関（柔道整復など）にかかる費用
- ⑤介護扶助…………介護サービスの費用
- ⑥出産扶助…………お産の費用
- ⑦生業扶助…………手に職をつけたり仕事に就くための費用、高等学校等就学費用
- ⑧葬祭扶助…………お葬式の費用

また、これら1つ1つには程度（内容・金額）が決められています。

保護が必要かどうか

一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として、「その世帯に応じた最低生活基準」と「その世帯のすべての収入」とを比較のうえ、決められます。



このように生活保護は、国民の権利として世帯の収入の不足分を補う制度ですが、生活保護を受けたあとに、その世帯で

- ・働く人は働く。
- ・年金などの受給資格がある人はそれを受ける。
- ・最低生活に必要なのない自動車、不動産、貴金属など財産・資産のある人は、売却するなどしてそれを活用する。
- ・親、子、兄弟姉妹、前夫・前妻（子供の父親・母親）などから援助を受けられる人はそれを受ける。

生活保護の手続き

生活保護の相談を希望される方は、

- ① 福祉事務所においでください。
- ② 福祉事務所ではお困りの状況などをお聞きしたうえで、保護申請書の提出などの手続きを行っていただきます。（申請）
- ③ 申請書の提出などの手続きが終わると、福祉事務所の生活保護調査担当員があなたの家にうかがい、そこに住んでいるか、生活できる状態であるかなど実態調査を行い、必要に応じて関係機関に調査を依頼します。（調査）
- ④ 調査する際、あなたの世帯の方々が毎月どの程度の収入があるかを記入して提出していただく「収入申告書」や雇用主から証明していただく「給与証明書」、世帯が保有する資産等についての状況を明らかにしていただく「資産申告書」などの書類を調査担当員に提出していただきます。

また、福祉事務所が関係機関に問い合わせや調査を行うことに同意する旨の「同意書」という書類を出していただきます。これらの書類が提出されないと、十分な調査ができず保護の決定が遅れたり、あるいは、保護の申請を却下する場合もありますのでご注意ください。

⑤ 調査が終わると、福祉事務所は、あなたの世帯が生活保護を受けられる（開始）か、受けられない（却下）かを決定し、書面（決定通知書）でお知らせします。

⑥ この決定通知書は、申請があつてから14日以内に決定され届く予定ですが、調査に時間を要するなど14日以内に決定できない場合でも、30日以内に届くことになっています。

もし、申請から30日を過ぎても連絡または通知がない場合は、その申請は却下されたものと受け取ってください。

⑦ もし、あなたの申請に対する決定（却下など）について疑問がある場合は、直接福祉事務所に説明を求めてください。

それでもなお納得できない場合は、決定の内容を知った日の翌日から90日以内に、青森県知事あてに審査を求めることができます。（これを不服の申し立てといいます。）

なお、生活保護の適用は手続き（申請日）以前にさかのぼって行うことはできませんのでご了承ください。

福祉事務所の仕事

福祉事務所では、生活保護だけではなく、次のような仕事も行っていますので、これらについてもご相談ください。

○保育所の入所、ひとり親医療の給付

○老人ホームの入所、家庭相談員による相談援護

○母子寮への入所、ひとり親世帯への各種貸付、相談援護

○身体・精神障害者手帳の交付、施設入所、福祉手当の支給、相談援護

○知的障害者の療育手帳の交付、施設入所、相談援護

○戦没者遺族援護、戦傷病者援護

○介護保険の相談援護

○家庭相談、婦人相談など

■民生委員とは

それぞれの地域で生活に困っている人たちなどの相談にのってくれる人で、福祉事務所とは協力関係にあります。この生活保護に関しても相談や橋渡しの役割を担ってまわっています。